

遠別町自治基本条例逐条解説

前文関係

わたしたちのまち遠別町は、北海道の北西部に位置し、先人たちのすばらしい開拓精神で、厳しい風雪に耐え、緑豊かな山野に北限の稲作を生み、日本海の幸に恵まれ第1次産業を基幹産業として発展してきました。

わたしたち町民は、先人が築いた自然豊かな遠別町を守り・育て、郷土愛と助け合いの心を育み、現在と将来の町民が健康でいきいきと支えあって暮らせるまちを目指します。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え行動することによる「自治」が基本です。

わたしたち町民は、情報の共有や町民自らの権利と責任において、誰もがまちづくりに参画し、町と一体となって協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

【解説】

- ・前段：まちの背景として、本町の位置と先人たちの開拓の偉業、その発展の中心となった第1次産業を町民憲章の一部を引用して表現した。
- ・中断：町民が目指すまちづくりを表現した。この中の「自然」は「自然を相手に営む第1次産業」「自然の恩恵による観光」と「自然環境」を包含した。また、本町も少子高齢化が進み、独居や高齢者世帯が増加していることや物の豊かさや便利さが優先されるあまり、人と人との繋がりが希薄になっていることから「郷土愛と助け合い」を強調した。（第9章参照）
- ・後段：新しいまちづくりのかたちとして、町民の権利と責任において誰もがまちづくりに参加する「自治の基本」を表現した。（第1・第2・第3章参照）

【Q&A】

Q： 協働とは何か？

A： 町民等（事業者、在勤、在学、権利、義務等を有する者）、議会、町がその自主的な行動のもとに、お互いよきパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任において、自治運営に取り組むことをいう。

Q： 自治運営とは何か？

A： 町や議会だけではなく、町民の自主的・自立的な活動、さらには三者の協力のもとに創られる遠別町全体の営みをいう。

Q： この条例で何が変わるのか？

A： 「会議の公開」、「委員の公募」、「まちづくり」など、町民等の町政への参加制度が整備され、「町民公益活動」、「まちづくり」など、町民等の自主的・自立的な活動を支援する制度を確立する。

町民参加を町政運営の基本とすることを明確にするため、「基本構想」、「財政運営」、「行政評価」や「情報の公開・提供」、「個人情報の保護」を条例に位置づけている。

これらにより、これまでよりも町民の声を直接聴く機会が確実に増え、こうした声がより一層町政運営に反映されることになる。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、遠別町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、わたしたち町民が自らの権利と責任においてまちづくりに参加する仕組みを確立することにより創造力と活力に満ちた自治の実現を図ることを目的とする。

【解説】

- ・ 「まちづくりに関する基本的な事項」とは、住民参加、情報共有を中心とするさまざまな理念、わたしたち町民の権利や責務、制度などをいう。
- ・ ここでいう「自治」とは、自治の本旨（憲法第92条）である住民自治と団体自治の両側面を包含する。

第2章 まちづくりの基本原則

(参加原則)

第2条 まちづくりは、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加が基本とされなければならない。

【解説】

- ・ 本条は、本条例の基本原則の1点目である「住民参加原則」を規定した。
- ・ 町が、まちづくりを進めるうえで、町民に参加させることを保障している。
- ・ 「町の仕事」という用語について
わたしたち町民から見て、「政策」「施策」「事業」といった言葉の使い分けに意味はもたないと考え、いずれの言葉も「仕事」という言葉で括ることにより、わたしたち町民にとって分かりやすいと考えた。
- ・ この条例でいう「参加」とは

行動としての参加

- ① 町の仕事への参加－審議会委員、町民検討会議等への参加、まちづくり町民講座への出席など
- ② 民間団体行事への参加－ボランティア団体への参加、活動、町内会活動への参加など
- ③ 個人の取り組みへの参加－同じ趣味を持つもの同士の行動、個人によるごみ拾いへの協働

関心としての参加

- ④ 情報へのアクセス－町のホームページからの情報取得、広報誌を読むなど
- ⑤ 情報の収集、発信－自己のホームページでの情報収集、発信など

行政からの参加

- ⑥ 行政（役場）が町民活動に参加－行政参加

(情報共有の原則)

第3条 まちづくりは、町民と町が一体となって進められるものであるから、まちづくりに関する情報を共有しながら進めていくこととする。

【解説】

- ・ 本条は、基本原則の第2点目である「情報共有の原則」を規定した。

情報の共有は、わたしたち町民が自ら考え、行動する自治のために必要不可欠なものであり、町と町民とがお互いにまちづくりに関する情報を保有して、活用することをいう。

(説明責任)

第4条 町は、まちづくりの企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。

【解説】

- ・ 説明責任 ～ 町の諸活動を町民に説明をする責任をいう。
本条でいう説明責任の範囲は広く、町の仕事の計画段階から財政上の情報などまちづくりの諸活動の成果までを想定している。
例えば、農業振興計画等の各種計画や公共施設の建設計画など、また、財政状況（借金、貯金等）、監査委員の意見、決算の結果など

(総合計画の策定) ※平成27年12月追加改正

第5条 町は、まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため総合計画を策定するものとする。

2 総合計画を策定しようとするときは議会の議決を経なければならない。

【解説】

- ・ これまで総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けられていたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の判断に委ねられることとなった。
この地域主権改革は、「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするための改革」とされ、また、「基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施を担えるようにするための改革」とされており、「地方が自らの発想で特色を持った地域づくりができること」が求められていることから、今後、着実に進行する人口減少や少子高齢化、社会経済情勢の変化の中で総合計画を策定し議会の議決を経て、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するために改正を行った。

(計画の策定等における原則)

第5条の2 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための総合計画は、この条例に沿って策定されるとともに、新たな課題に対応できるように検討が加えられなければならない。

【解説】

- ・ 特に総合計画は、町の仕事の最上位の計画であり、総合計画もまた、本条例の趣旨に沿って運営されるものであり、新たな課題にも柔軟に対応できるよう規定した。

2 町は、前項の総合計画の策定に当たっては、町民の意見が反映できるように、広く町民の参画を得て策定しなければならない。

【解説】

- ・計画に策定に当たっては、当然町民の参画を得る事も第2条に規定のとおりである。

3 町は、次に掲げる計画を策定しようとするときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

- (1) 法令又は条例に規定する計画
- (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

【解説】

- ・町のいかなる計画も総合計画との位置付け（関連付け）を明確にしなければならない。

4 町は、第1項及び第3項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たってはこれらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。

- (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容
- (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

【解説】

- ・総合計画や重要な計画を具体的に進めるための手法を規定した。

第3章 町民の権利と責務

(まちづくりに参加する権利)

第6条 町民は、まちづくりの主体であり、個人、団体、職域、地域等の各種の立場からまちづくりに参加する権利を有する。

【解説】

- ・本条は、わたしたち町民のまちづくりへの主体的な参加権を、個人としてだけではなく、さまざまな立場から参加する権利を有することを明らかにしている。

(まちづくりに参加する権利の保障)

第7条 この条例に定めるまちづくりに参加する権利は、まちづくりに関係する全ての者に対して等しく保障する。

【解説】

- ・まちづくりの参加においては、町民が互いに対等の立場で保障されていることを明記した。
- ・「国籍、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違い」の表現方法はあるが、あえて具体的に謳うことは、差別に繋がると判断した。

(満18歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) ※平成27年12月改正
第8条 満18歳未満の青少年及び子供は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

【解説】

- ・ 満18歳未満の青少年及び子供にもその年齢に応じた参加形態が必要であり、その意見は町の重要な財産となる。子供たちの参加の形態は種々考えられるが、本条例では政治的な参加を求めるものではなく、参加の具体的な制度として、まちづくり委員会の参加、子供議会、1日町長、事業前ワークショップへの参加等が考えられ、これらの制度を固定的に運用するのではなく、より日常的に子供が参加できる制度を考えていく必要がある。
しかしながら町の将来を左右する重要な問題についての住民投票を行う場合、年齢を考慮しながらその有資格者になることも考えられる。
- ・ 「18歳未満の町民」とは：
青少年及び子供をいう。未成年で結婚して仕事に就いているが参政権のないという青年層から小学生、幼児まで幅ひろく捉える。

※公職選挙法等の一部を改正する法律の成立により、年齢満18歳以上満20歳未満の者が選挙に参加できることから、関係する文言の改正を行った。

(まちづくりにおける町民の責務)

第9条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

【解説】

- ・ 「総合的視点」とは：
まちづくりの議論を進める際、ともすると私的な利害関係にとらわれた発言をすることがあるが、本条においては、公共性を尊重し、判断することが必要である。「総合的視点」とは、こうしたまちづくり全体を見渡した視野を意味し、わたしたち町民自身がまちづくりの担い手であるという自覚を持った言動をとらなければならない。

(情報を得る権利)

第10条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

【解説】

- ・ 情報共有の核となる権利
- ・ 町民は、町が保有する情報の提供を受動的に受けることのみならず、主体的にその情報の提供を町へ要求し取得する権利をいう。従って、この権利はわたしたちが町民として主体的にまちづくりにかかわるための基礎的な参加権として位置づけられる。
情報取得の機会均等により、誰もが対等の立場でまちづくりのための議論

ができることを目的としている。

「町」とは、町の公的機関（議会、町長の執行機関、委員会、委員及び付属機関）をいう。

（学ぶ権利）

第 11 条 わたしたち町民は、生涯にわたり学習機会を選択して学ぶ権利を有する。

【解説】

- ・わたしたち町民が積極的に社会参加するために、あらゆる機会を通じて学ぶ権利を有することを規定。

（災害等における町民の責務）

第 12 条 わたしたち町民は、災害発生時には自らの被災防止に努めるとともに、互いに助け合い可能な限り避難・復旧活動に参加するよう努めるものとする。

【解説】

- ・災害発生時に町民自らができることは限られているが、自分たちの生命、財産はできるだけ町民自らを守るべきものであり、町内会活動やボランティア活動などを通じて避難、復旧活動にも参加することを希望し規定した。ただし、避難については、日常の活動も想定している。

2 わたしたち町民は、安全で快適な生活を実現するため常に交通安全及び防犯意識の高揚を図り、交通事故防止等に関する町の施策に参加するとともに自らも事故防止に努めなければならない。

【解説】

- ・地域の防犯、治安は警察が担うものであるが、安全、安心なまちづくりは、わたしたち町民の願いであり、町等の施策に町民が一体となって参加、活動するため規定した。

（自然環境の保護）

第 13 条 わたしたち町民は、自然豊かな郷土を守り、育てるためそれぞれの責任において省エネルギー・リサイクル等の推進を図り環境の保護に努めるものとする。

【解説】

- ・わたしたち町民の最高の財産である自然環境は、生活に与える影響は計り知れない。先人たちと同じようにわたしたちも将来の町民のために守り育てる責任がある。

第 4 章 評価

（評価の実施）

第 14 条 町は、まちづくりの施策、事業等の行政運営における妥当性の有無を

明らかにし、施策、事業等の再編又は活性化を図るため、評価を実施する。

【解説】

- ・ 「まちづくりの評価」とは
まちづくり全体について、特に総合計画を柱とする各種計画の運営全般を評価すること。具体的には①町の仕事の評価②町職員の職務評価が挙げられる。

2 まちづくりの施策の評価は、行政運営の循環（計画、実施及び評価が一連のものとして繰り返されることをいう。）の中で、最もふさわしい方法により継続して行わなければならない。

【解説】

- ・ 評価の手法そのものが定着していない現状では、その手法について社会情勢や町民意識に即応していくため、常に改善していくことを基本としている。

第5章 住民投票制度

（住民投票の実施）

第15条 町は、遠別町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。

【解説】

- ・ 本条例における住民投票制度の位置付け
本条例における住民投票は、住民意思確認のための最終手段として位置付ける。
まちづくりは、情報共有と住民参加の実践が大切であり、住民投票に至らなくても解決できるケースが多い。従って、本条文も「設ける」ではなく、「設けることができる」としており、住民投票制度を恒常的に設けるものではない。

（住民投票の条例化）

第16条 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

【解説】

- ・ 住民投票は、事案によりその内容が異なることが想定されるため、投票結果をより有効に機能させるため、個別事案が発生した時点で投票条例を制定する。
- ・ 投票資格者は、常に法律で認められる参政権者のみとは限らない。
本条例第8条に規定する子供の参加を求める中で、子供が投票資格者になることも想定される。

2 前項に定める条例に基づき住民投票を行うとき、町長は住民投票結果の取扱をあらかじめ明らかにしなければならない。

【解説】

- ・ 住民投票の結果を単に「尊重する」として一律に規定することは、町民総意の結果をあいまいに扱うことにもなりかねず、個別の命題が発生した時点で結果の扱いを町長が明らかにすることにより、投票の結果をより有効なものにすることができる。

【運用】

住民投票については、民意を直接反映できる反面、議論の過程で出された少数意見の取り扱いや議論が十分に尽くされない可能性もあるなど課題もある。このため、町では、住民投票の乱用は行わず、本町の将来を左右するようなもので町民一人一人の意志を直接確認する必要がある事案に限定して適用するものとする。

【Q & A】

Q： 住民投票を実施する「重要な事項」とは何か？

A： 「重要な事項」とは、本町の存立の基礎に係る事項、町の実施する特定の重要施策の他、町長が直接町民の意志を確認する必要があると判断した事項をいう。例としては、市町村合併や原子力発電所の建設等が挙げられるが、具体的には個々の事案ごとに条例を制定して（議会の承認を得て）、決定する。

Q： 住民投票は議会の議決権を弱めることにつながらないか？

A： 住民投票については、その乱用を行わないよう運用すると共に、実施に当たっては、個別の事案ごとに条例の制定を要件とし、議会の意志を最大限尊重する構成となっているため、本条例で規定する住民投票制度は、議会の議決権を弱めることにつながらない。

Q： 住民投票の発議権や請求権を町民に認めることを明確にしないのはなぜか？

A： 本条例では、あくまでも町民の意志を直接確認する必要があると認められる場合に、住民投票制度を設けることができる旨を規定しているもので、住民投票の実施に係る具体的な事項は、別に定めるとしている。

したがって、住民投票の発議権や請求権が誰にあるのかは明確に定めていない。この定め方については、①自治基本条例の中で発議・請求権のみを規定して、住民投票に付すべき事項、投票資格要件、投票の手続き等の具体的な制度は個別事案ごとの条例で定めるタイプ、②別に常設型住民投票条例を制定して、その中で発議・請求権を規定するタイプなどがある。

①のタイプ 東京都杉並区（自治基本条例で規定）

- ・ 満 18 歳以上の区民（永住外国人を含む）の 50 分の 1 以上の連署をもって住民投票を請求
- ・ 議員定数の 12 分の 1 以上の賛成をもって住民投票を発議
- ・ 区長は自ら発議

※ 個別事案ごとの住民投票条例は、現時点で未制定

②のタイプ 愛知県高浜市（常設型住民投票条例で規定）

- ・ 選挙人名簿者の 3 分の 1 以上の連署をもって住民投票を請求

- ・ 議員定数の 12 分の 1 以上の賛成で議員提案され、かつ、出席議員の過半数の議決をもって住民投票を発議
- ・ 市長は自ら発議

しかし、町民投票の発議・請求権を制度化することは、最低でも発議・請求に要する署名要件を定める必要がある。これには、有権者数を随時確定させておく必要があり、投票資格を有する年齢を明確に定めなければならない。ところが、住民投票は、案件に応じて投票資格について選挙権を有する 20 歳以上に認める場合、18 歳以上、16 歳以上に認めた方が良い場合など様々であり、この投票資格も含めて、案件に応じた個別の住民投票条例を定める際に詳細について議論した方が、実態にあった有効な住民投票が行える。

さらに、地方自治法上の直接請求の署名要件合わせて厳格に運用するよりも、議論の動向を判断し、総合的に解釈しながら運用する方が町民の労力も省くこともでき、署名要件に足りない案件でも、町民アンケート等により住民投票に関する意向調査の実施、議会の指摘等により総合的かつ柔軟に判断して実施することが、より適した住民投票制度の運用につながると考え、発議・請求権については、あえて本条例には盛り込まずに、単に「制度を設けることができる」としている。

第 6 章 町の役割と責務

(町の責務)

第 17 条 町は、この条例で定めるところにより、まちづくりに関する必要な制度を確立し、各種のまちづくり施策を定め、これを誠実に実施する責務を負う。

【解説】

- ・ 町は、この条例制定が最終目的となる危険性を持っている。条例制定は自治の実践があつてこそ生きるものであり、その意味において、まちづくり施策の実効性を規定した。

(意思決定の明確化)

第 18 条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

【解説】

- ・ 町長が、町の代表者として「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつどの時点で判断したか」等の施策の決定の過程を明らかにすることは当然の責務であり、住民自治を進める最低限の責務である。政策意思の決定に当たっては、これらの経過を町民に説明する責務＝説明責任があり、町は積極的にお知らせ、公表、説明等に努めるよう規定したものである。

(町民の健康、福祉に寄与する責務)

第 19 条 町は、少子・高齢化社会の中で町民が健康で豊かな生活がおくれるよう医療・福祉の充実にも努めなければならない。

【解説】

- ・既に高齢化、過疎化になっている現実を踏まえ、町民の生存権にかかわる安心した医療、介護サービスの充実、まちづくりの重要課題として規定した。

(安全・安心なまちづくりの推進)

第20条 町は、災害が発生したときは、速やかに町民の安全を確保するよう努めなければならない。

【解説】

- ・町は、災害発生時には関係機関と連携を取り、速やかに情報を収集し町民の安全に万全を期するよう規定した。

2. 町は、町民を交通事故及び犯罪から守るため関係機関と連携し交通安全対策並びに防犯対策を推進するものとする。

【解説】

- ・町は、交通災害、犯罪の防止対策を推進し、わたしたち町民が安心して暮らせるまちづくりに努めるよう規定した。

(生涯学習の推進)

第21条 町は、町民の自立を支援し、その社会参加を促進するために生涯学習の機会を確保しなければならない。

【解説】

- ・「生涯学習」とは、文化、芸術、スポーツ等あらゆる分野を想定したものである。
- ・学習機会の多様化は、町民の社会参加意識の向上、心身の健康保持が図られ、まちづくりへの参加を促進することが期待される。

(委員の公募)

第22条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

【解説】

- ・町民公募の行政運営を責務として規定した。
- ・公募委員が全委員に占める割合などはあらかじめ規定しない。公募にはさまざまな方法があり、一律に決めることはできない。公募を常とする運営そのものが重要である。

(組織の構成)

第23条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的であると同時に、町の仕事を実施するに当たって相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

【解説】

- ・ 「町民に分かりやすく機能的なもの」ということの意味は、単純に組織の名称を分かりやすいものに変えればよいというものではなく、どのような組織体制が町民にとって有益で機能的に素早い対応が取れるかということを常に念頭におき、組織の編成を考えていかなければならないことを表現した。
- ・ 組織の編成については、地方自治法第158条第7項に「市町村長は、（中略）条例で必要な部課を設けることができる」と規定している。この解釈は、「住民生活への影響を考え、執行機関が勝手に内部組織を決めることがないように部・課を条例事項としたもの」（ぎょうせい「自治体法務入門」木佐茂男編著より引用）である。この地方自治法を受けて当町でも課設置条例が存在しているが、この法律に反しない範囲において柔軟に編成されることを望むものである。

（行政手続）

第24条 町の機関が行った処分及び行政指導ならびに町に対する届出に関する手続きについて必要な事項は、条例で定める。

【解説】

- ・ 遠別町行政手続条例参照

（町長の責務）

第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

【解説】

- ・ 地方自治法第138条の2の規定「執行機関の責務」を本条例の理念に則り、町長の責務という視点から具体化した。
- ・ 地方自治法第147条は「長の統括代表権」を同法第148条は長の「事務の管理執行権」を規定している。自治体の代表者として選挙で選ばれた町長は、憲法第92条の自治の本旨（住民自治・団体自治）を具体化し、実行する責任者として本条例に沿って公正に職務を遂行するよう規定したものである。

（執行機関の責務）

第26条 町の執行機関は、それぞれの管理に属する事務について、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

【解説】

- ・ 地方自治法第138条の2の規定「執行機関の責務」を本条例の理念に則り、執行機関全体の責務という視点から具体化した。
- ・ 「町の執行機関」：町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会など

（町職員の責務）

第 27 条 町職員は、誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自らも地域の
一員であることを認識して町民との信頼関係づくりに努めなければならない。
い。

【解説】

- ・ 町職員は、誠実かつ効率的に仕事を進めるのは当然であるが、常にそのことを意識する必要から条文に「誠実かつ効率的に職務を遂行」とした。
- ・ 町職員は同時に町民でもあり、わたしたち町民相互の連携を図り、町内会活動等にも積極的に参加し、町民主体のまちづくりを進めることが使命である。また、一方では地域の一員としての立場だけでなく、執行機関の一員として正当な権力を行使して望まなければならない場合もある。

(議会の責務)

第 28 条 議会は、町民の代表として選ばれた議員によって組織された遠別町における最高意思決定機関であり、町民の意思が町政に反映されることを念頭において活動しなければならない。

【解説】

- ・ 議会は、町の最高意思決定機関であることから、その審議、決定の段階で住民の願いや提案が町政に反映されるよう、議員の提案権が積極的に行使されることを希望し規定した。
- ・ 議員は、選挙という形で選ばれることから、ともすれば一部の支持者に偏った活動になる懸念があるが、あくまでも町民全体の代表という立場に立った活動が重要である。

【Q & A】

Q : なぜ議会の責務が必要なのか？

A : 地方分権が本格的な実行段階を迎え、議事機関として本町のまちづくりに果たす議会の役割は一層大きくなると考えられる。

また、本条例は、町民参加、情報共有を柱に本町のまちづくりを総合的に推進するための基本事項を定めたものである。

このため、本町のまちづくり全般を考えた場合、町民等・町と共に憲法第 93 条及び地方自治法第 6 章に規定され、町民の直接選挙によって選ばれる議会議員によって構成される本町の最高意志決定機関である議会を含めた三者の密接な連携が必要であることは明白であり、それぞれの役割や責務を条例として明文化しておく必要があると考え、「議会の責務」を規定したものである。

(議会の情報公開)

第 29 条 議会は、議会活動に関する情報を町民に分かりやすく説明する責任を有するとともに、情報公開請求に関しては誠実に応えるよう努めなければならない。

【解説】

- ・ 定例会の活動状況等については、既に議会報の発行がなされている。

- ・ その他については、「遠別町情報公開条例」参照

(議会の住民参加制度)

第30条 議会は、町民が提出する請願及び陳情等を審議するに当たっては、提案者等が意見を述べる機会を設けるよう努めるものとする。

【解説】

- ・ 議会への住民参加方法として、傍聴及び請願、陳情等の提出があるが、傍聴については住民に定着しているが、請願、陳情等を審議する場には議会からの要請がなければ参加できないため、この機会を積極的に設けるよう規定した。

(議会・議員の自由討議)

第31条 議会の会議は、討論を基本とし、会議における自由な討議の機会を拡充するよう努めなければならない。

【解説】

- ・ 議会の特徴の一つに討論があります。論点が分かれたり利害関係がある時、討論という民主的な手続きでその内容を明らかにして論点を整理し、最終的に多数参加の結論を出すため、議員間の自由な討議の機会が拡充されるよう規定した。

第7章 情報共有の推進

(情報の公開)

第32条 町は、まちづくりに関する情報を町民に対して積極的に提供するとともに、町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開し、情報を共有するよう施策の充実に努め、そのための必要な措置をとらなければならない。

【解説】

- ・ 遠別町情報公開条例参照

【Q & A】

Q : 「情報公開」と「情報提供」の違いは何か？

A : 「情報公開」とは、情報公開条例に定める町民等の公開請求に基づき行政文書を公開する制度であり、「情報提供」とは、請求が無くても町が主体的・積極的に町民等に周知することをいう。

(審議会等の公開)

第33条 町は、審議会等の会議を、原則として公開する。

【解説】

- ・ プライバシーにかかわる情報を扱う会議を除き、諸会議を原則公開とするよう規定した。

【Q & A】

Q： 「審議会等」とは何か？

A： 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づいて、法律又は条例により設置する協議機関及び、有識者等の意見を聴き、町政に反映させることを主な目的として要綱等に基づき設置する任意の協議機関（私的諮問機関）をいう。

（情報の収集及び管理）

第 34 条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるように整理し、保存しなければならない。

【解説】

- ・ 「まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集」とは：その時々に応じた的確な情報収集はもちろんのこと、町の将来を考え、町内の話題のみならず町外の話題等もその時々社会情勢に応じ広く積極的に収集することを行う。従って、常に社会経済情勢を広く捉える視点が必要となる。

（個人情報の保護）

第 35 条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置をとらなければならない。

【解説】

- ・ 「遠別町個人情報保護条例」を基本とする。
- ・ OECD（経済協力開発機構）の「プライバシー保護 8 原則」以下を参照
 - ① 収集制限の原則
（自治体は）個人情報を無制限に収集することはできない。
 - ② データ内容の原則
個人情報の取り扱いに必要な範囲で正確、完全なものでなければならない。
 - ③ 目的明確化の原則
個人情報の収集目的は、事前に明確にしておかなければならない。
 - ④ 利用制限の原則
個人情報は、法律に規定があるものの他、目的以外に利用してはならない。
 - ⑤ 安全保護の原則
（自治体は）個人情報を紛失、破壊、修正等をされないように安全保護措置を取らなければならない。
 - ⑥ 公開の原則
個人情報にかかわる（自治体の）開発、運用及び政策の内容は、広く公開されなければならない。
 - ⑦ 個人参加の原則
個人は、自己に関する個人情報の存在と内容について知る権利がある。
 - ⑧ 責任の原則
（自治体は）以上の原則を実施するための法制度に従う義務がある。

第 8 章 財政

(予算編成及び執行)

第36条 町長は、町の予算編成及び執行に当たっては、総合計画に即して行うとともに、その内容が町民に分かりやすい方法で公表していくよう努めなければならない。

【解説】

- ・ 予算は、計画性と即応性といった、相反する二面性を持ち合わせており、これを考慮しながら、常に総合計画に即して考えていくことが必要である。
- ・ 「分かりやすい方法」の具体例として、予算見積りの基本的な考え方、財政見通し、総合計画との関連について広報誌等により公開、又は、要請があれば各種会合等に出向いて説明するなどがある。これらの取り組みは、この規定をよりどころにして発展的に展開される。

(決算)

第37条 町長は、決算にかかわる町の主要な施策・事業等の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が施策・事業等の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

【解説】

- ・ 「主要な仕事の成果を説明する書類」について
現在の「主要施策の説明」に「課題」「問題点」「苦勞した点」等の評価視点を加えたものなどを作成し、町民に積極的に公開する必要がある。

第9章 コミュニティ

【解説】

- ・ 本章で規定する「コミュニティ」は、旧来の自治会（町内会）組織などの地縁団体のみを指すものではない。ボランティア組織などの目的団体から企業などの営利団体、NPO 法人まで広く含めている。

(まちづくり活動への支援)

第38条 町は、町民自身による自発的、自律的なまちづくりを促進するために、まちづくり活動を行う団体に対して、必要な支援を行うことができる。

【解説】

- ・ まちづくり活動等は、あくまでも自主性、自律性が尊重されるべきである。
- ・ ここでいう「支援する」とは、広い意味を持っている。補助金、助成金及び物品の提供といった財政的な支援だけでなく、むしろ、まちづくりの専門スタッフである町職員の持ちえる能力（専門的知識、情報や労力等）を積極的に提供することや、コミュニティ間の連携を助けることなどが支援として重要なことと捉えている。

(活動団体の連携)

第39条 まちづくりの活動団体は、必要に応じて連携、協力し、互いの活動の支援に努めるものとする。

【解説】

- ・ 目的を同じくするまちづくり活動団体が、互いに連携、協力することにより、活動の範囲が広がることを期待している。

(コミュニティの充実)

第40条 町民及び町は、地域に根ざしたコミュニティの役割を認識し、守り、育てるように努めるものとする。

【解説】

- ・ 「守り、育てる」という表現は、わたしたち町民が互いに尊重しあい、少しでも人と人のかかわりが持てるようなまちづくりを進めるという意味をもっている。

第10章 連携

(他の自治体等との連携)

第41条 町は、他の自治体等の情報を収集し相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。

【解説】

- ・ 自治体間での情報共有を図り、さまざまな分野（医療、福祉、教育、衛生、消防、農業、環境、観光等）で総合的観点に立った連携を図ることをうたっている。

2. 町民及び町は、町外の人々にも情報を発信しながら交流を深め、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする

【解説】

- ・ インターネットやホームページを広く活用し、情報の発信や収集の中から有効な知恵や意見をまちづくりに活用することをうたっている。

(国際交流及び国内交流)

第42条 町は、町民のまちづくりに対する視野を広めるため、国際交流及び国内交流の推進及び連携に努めるものとする。

【解説】

- ・ 住民自治の考え方は、国内は勿論のこと世界各国の自治体においてもまちづくりの重要な柱として位置づけられている。その認識のもと国際交流や国内交流を推進し、連携を広めることをうたっている。

第11章 基本条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第43条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

【解説】

- ・ 本条例が「自治基本条例」として、全ての条例の基盤となることをうたっている。この条例が遠別町における「条例ピラミットの頂点に立つという考え方」「他の条例と併存するが基本的なことを串刺しにしたという考え方」のいずれもある。
- ・ 本条例は、憲法で規定している主権在民、基本的人権と公共の福祉並びに幸福追求権等の各原則を受け、その政策目標実現のためにある機構としての自治体の「自治の理念と政策の基本原則及びその手続き」を規定するものである。
よって、本条例は自治権の主体としての自治体の基本法であり、憲法 92 条に規定する「自治の本旨」を直接受けているものといえる。
- ・ 本基本条例と他の条例との法的性格は憲法と法律との関係の理論を適用することができ、他の条例より上位にあり、他の条例が本基本条例に従わなければならないという拘束力を有するものと解釈することも可能である。

(条例等の体系化)

第 44 条 町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

【解説】

- ・ 他の条例、規則その他の規程の範囲は、遠別町が重要と判断する分野すべてが対象となる。
- ・ 基本条例を中心として、町のきまりを体系化することにより、まちづくりの仕組みの全体像がわたしたちにとって分かり易いものとなるようにする。

第 12 章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第 45 条 町は、この条例の施行後 5 年を超えない期間ごとに、この条例が遠別町にふさわしいもので有り続けているかどうか等を検討するものとする。

【解説】

- ・ 定期的な条例の見直しは、時代経過による条例の形骸化を防止し、町民が本条例に関心を持ち続ける動機付けとなるものである。更に、本条例の機能（町民の権利保護）が期待されたとおり作用しているかどうか検証することができるなど、さまざまな機能を持っている。

2. 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置をとるものとする。

【解説】

- ・ 条例見直しと同時に、諸制度の見直しも実施し、本条例の実効性を常に保障していくことが重要である。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年12月16日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。